

税務手当の支給誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪自動車税事務所</p>	<p>税務手当は、直接、府税の賦課徴収に係る業務に従事したときに支給される手当（日額830円）であるが、大阪自動車税事務所に勤務する職員が、終日当該業務に従事することのない研修受講のために出張した日に手当を支給していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付：平成25年7月3日 ・対象者：大阪自動車税事務所職員 ・対象者の当日業務：咲洲庁舎における「平成25年度 採用1年目キャリア研修(キャリア1)」受講(宅発宅着による管内出張) 	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、承認権者が手当の承認を行う際のチェック項目を明示したチェックリストを整備するなど再発防止のための対策を講じられたい。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する条例】 第12条 税務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】 5 税務手当(条例第12条)関係 (1) 第1項第1号中「府税の賦課徴収に係る業務(次号に規定する業務を除く。)に従事したとき」は、直接、府税の賦課徴収に係る業務(府税の徴収に係る業務を除く。)に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。</p>	<p>是正を求められた支給誤りについては、速やかに確認し、過払い額の返納処理を行った。(平成27年1月23日返納済み)</p> <p>また、他に事例がないかを確認した結果、誤って手当が支給されていた事例等があったため、同様に返納処理等を行った。</p> <p>今後、このような支給誤りがないよう関係職員に注意喚起するとともに、再発防止を図るため、新たに「チェックリスト」を作成し、この「チェックリスト」を平成27年2月分から用い、各課長(分室長)が課員(分室員)全てを、次長が課長(分室長)分のチェックを行うこととした。</p>

備品管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>府民文化部 都市魅力創造局 文化課</p>	<p>大阪府は、公益財団法人日本センチュリー交響楽団に対して、センチュリーオーケストラハウスの土地建物を貸し付けているが、オーケストラハウス内に保管されている備品の取扱いについては何ら書面上の取り交わしがなされておらず、紛失等が発生した場合の保管責任についても明確にされていない。</p> <p>【備品台帳上にある保管場所がオーケストラハウスとなっているもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要物品…2点（グランドピアノ）、取得価額計 11,296千円 ○備品…37点（アップライトピアノ、CD視聴デスク、金庫、応接セット、グランドピアノ搬入車、ピアノ椅子、戸棚、椅子等）、取得価額計 8,249千円 	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>備品の取扱いや保管責任について、貸与・譲渡も含め検討の上、必要な書類を取り交わすことにより明確にされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【会計事務の手引き】</p> <p>7 物品の貸付け</p> <p>エ 物品の貸付期間 物品の貸付期間は、1年以内とします。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。（財務規則第86条）</p> <p>(3) 物品の貸付け事務</p> <p>ア 物品の貸付けは、物品管理者が「財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例」（以下「財産条例」という。）第6条の規定に基づき決定します。</p> <p>イ 借用の申請があったときは、貸付け伺書を作成し、物品管理者の決裁を得て出納員の合議を受けます。貸付け伺書には、起案年月日、品名、数量、帳簿価格、貸付料、貸付期間等を記載し、借用申請書、物品貸付契約書案を添付します。</p> <p>ウ 貸付け伺書決裁後、契約書等を作成します。</p> <p>エ 物品管理者は物品の貸付けを決定したときは、出納員に貸付けを通知します。</p> </div>	<p>オーケストラハウス内に保管している物品（重要物品及び備品の計39点）のうち、公益財団法人日本センチュリー交響楽団が不要とする物品18点については不要決定（老朽化に伴うもの）を行った。</p> <p>また、楽団が必要とする物品については、毎年度、物品貸付契約書を締結し、有償貸付けを行うこととした。これにより紛失等が発生した場合の保管責任も明確にした。</p>

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課	<p>平成25年度に行われた稲スポーツセンターの新築工事において、資産価値を高める工事支出を資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳上及び財務諸表上、固定資産の計上が漏れていた。</p> <table border="1" data-bbox="638 611 1332 856"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R C 立ち上がり壁</td> <td>1, 270, 353円</td> </tr> <tr> <td>スロープ手摺</td> <td>1, 334, 034円</td> </tr> <tr> <td>屋外設備 (散水栓などの屋外給排水設備)</td> <td>3, 290, 540円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	費用	R C 立ち上がり壁	1, 270, 353円	スロープ手摺	1, 334, 034円	屋外設備 (散水栓などの屋外給排水設備)	3, 290, 540円	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。 資産と費用の区分誤りを防止するため、固定資産計上基準を正しく理解した上で、資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、正しい仕訳を行うよう改められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> </div>	<p>当該工事について、工作物として公有財産台帳に登載し、財務諸表上必要な複式仕訳を入力することにより、是正を行った。 今後は、会計指導課、財産活用課等の関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定にのっとり、適正な事務処理に努める。</p>
工事名	費用										
R C 立ち上がり壁	1, 270, 353円										
スロープ手摺	1, 334, 034円										
屋外設備 (散水栓などの屋外給排水設備)	3, 290, 540円										

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>泉佐野保健所</p>	<p>庁舎清掃業務委託の履行確認について、受注者から提出を受けた「清掃作業日報」又は「日常業務実施報告書」の各清掃場所のチェック欄にチェックがないにもかかわらず、課長等の確認印が押印されていた。</p> <p>[庁舎清掃業務委託]</p> <p>(1) 契約期間：平成23年10月1日～平成26年9月30日</p> <p>(2) 契約金額：9,261,479円（平成25年度）</p> <p>(3) 年間で「日常業務実施報告書」にチェック漏れのあった清掃場所及びその回数 （主なもの） 処置室…244回、更衣室…244回、 警備員室…96回など</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>提出された報告書や日報の記載漏れ等不備があるときは、速やかに受託者（清掃作業担当責任者）や実地に確認を行うなど、適正な履行確認及び検査をされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【保健所庁舎清掃業務契約書】 （業務状況の報告）</p> <p>第22条 受注者は、共通仕様書及び業務別仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎に、実施した業務内容を記録した書類を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>【保健所庁舎清掃業務業務別仕様書（清掃業務）】 ＜大阪府泉佐野保健所庁舎清掃業務＞</p> <p>4(2) 業務報告書の提出等</p> <p>ア 日常業務の報告</p> <p>業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、甲の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> </div>	<p>履行確認及び検査の適正を期するため、「日常業務実施報告書」の様式に備考欄を設定し、清掃等業務を毎日実施することとしている箇所以外の箇所について、清掃等業務の実施サイクルを明示するとともに、保健所業務の都合により清掃等業務が実施できなかった箇所は、理由を付してその旨を記載することとした。</p> <p>今後は、報告書の記載内容に不明な点があるときは、その都度、受託者からの聴き取りや実地確認することを徹底し、適正な履行確認及び検査の実施に努める。</p>

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																								
泉佐野保健所	<p>1 非常勤職員Aは、自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで5km以上（約5.3km）として認定されていたが、再度計測したところ実際は5km未満（約4.9km）であったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 632 1273 800"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年5月～平成26年10月</td> <td>56,580円</td> <td>27,600円</td> <td>28,980円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 自転車等の使用距離が自宅から最寄駅まで1.1km、最寄駅から勤務公署まで1.7kmと届け出て、交通機関と交通用具の併用で通勤認定されていた経路を再度確認したところ、自宅から最寄駅までの距離が1km未満（約945m）であったため、交通用具（自転車）の使用距離区分の応じた1か月当たりの額（2,000円）が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="463 1094 1362 1255"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年4月～平成26年10月</td> <td>329,640円</td> <td>243,640円</td> <td>86,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 職員Bは、通勤認定について自宅から約530mの駅を最寄駅として申請していたにもかかわらず、自宅から約1.1kmの駅（1km超）を誤って最寄駅として認定されていたことから、通勤手当が過少となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 1524 1397 1686"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年10月～平成26年3月</td> <td>155,470円</td> <td>156,020円</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成23年5月～平成26年10月	56,580円	27,600円	28,980円	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成23年4月～平成26年10月	329,640円	243,640円	86,000円	支給対象期間	既支給額	正規支給額	不足額	平成25年10月～平成26年3月	155,470円	156,020円	550円	<p>【是正を求めるもの】 給与の訂正基準に基づき是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（略） 第6条の3 条例第14条第2項第3号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。 1 条例第14条第1項第3号に掲げる職員（略）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員（略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第5条関係 2 2以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離（おおむね1キロメートル）内においてのみ利用する交通機関等は、原則として、この条に規定する運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とすることができないものとする。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>1 監査受検時は、自宅から勤務公署までの通勤距離を国土交通省国土地理院発行の地図についてキルビメータを用いて測定し、5km未満（約4.9km）と判断したが、後日、より正確を期するため、計測器を用いて実測したところ5km以上（約5.1km）であることを確認した。「給与事務の手引」（16.通勤手当確認及び決定事務、5 確認及び決定の基準、(3)通勤距離の測り方）において、地図による便宜上の測定は、「実測には優先しない。」とされていることから、認定変更を行わないこととした。</p> <p>2 本人からの届出に瑕疵があると認められる認定誤りであり、給与の訂正基準(2)に該当するため、過去に遡って本人から戻入させた。</p> <p>3 職員Bが平成26年4月1日付けで異動しているため、現所属に対して、通勤経路の訂正認定と不足する通勤手当の追給を依頼し、現所属から、当該追給処理が完了したことの回答を受けた。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額																								
平成23年5月～平成26年10月	56,580円	27,600円	28,980円																								
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額																								
平成23年4月～平成26年10月	329,640円	243,640円	86,000円																								
支給対象期間	既支給額	正規支給額	不足額																								
平成25年10月～平成26年3月	155,470円	156,020円	550円																								

管外旅費の支給事務等の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
泉佐野保健所	<p>管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが3件（3名）あった。</p> <table border="1" data-bbox="421 533 1371 877"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定保健師等研修会</td> <td>平成25年5月31日</td> <td>3,620円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> <tr> <td>指定保健師等研修会</td> <td>平成25年5月31日</td> <td>2,540円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> <tr> <td>国立感染症研究所での研修</td> <td>平成25年8月4日～同月7日</td> <td>52,740円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	指定保健師等研修会	平成25年5月31日	3,620円	平成25年9月26日	指定保健師等研修会	平成25年5月31日	2,540円	平成25年9月26日	国立感染症研究所での研修	平成25年8月4日～同月7日	52,740円	平成25年9月26日	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第47条の規定に違反している。 概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 （概算払） 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 （1）旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 （概算払の精算） 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>監査受検後の直近の所内幹部会議において監査結果の概要を報告し、概算払を受けた旅費の精算事務について、全職員への周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																
指定保健師等研修会	平成25年5月31日	3,620円	平成25年9月26日																
指定保健師等研修会	平成25年5月31日	2,540円	平成25年9月26日																
国立感染症研究所での研修	平成25年8月4日～同月7日	52,740円	平成25年9月26日																

個人情報登録事務委託の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>泉佐野保健所</p>	<p>個人情報の取扱いを伴う事務の委託業務契約については、「個人情報取扱事務委託基準」において「個人情報取扱特記事項」を定めることとなっている。</p> <p>保健所結核委託検診の契約書において、第7条「個人情報の保護」で別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない旨を規定していたが、「個人情報取扱特記事項」を追記あるいは添付していない不備があった。</p> <p>[大阪府保健所結核検診委託]</p> <p>(1) 契約期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日</p> <p>(2) 支出額：515,218円（参考：平成25年度）</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して、個人情報の保護のために適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【個人情報取扱事務委託基準】</p> <p>○ 委託に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。 ・ 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項（例）」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項を定めること。 ・ 委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。 ・ 入札の方法による契約にあつては入札の前、また、随意契約にあつては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。 ・ 委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。 <p>○ 契約に当たっての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。 	<p>監査の指摘を受け、双方が同じものを所有するという意味合いから、保健所所有分の契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付した。</p> <p>今後は、編綴漏れのないようにする。</p>

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課</p>	<p>府立金剛コロニー改修工事は、既存資産の一部の取替を伴うものであるが、当該資産が設備一式として登載されているため、除却処理を行わなかった結果、公有財産台帳上の資産残高及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっている。</p> <table border="1" data-bbox="528 646 1291 905"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>新規資産の取得原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備改修工事</td> <td>36,158,740円</td> </tr> <tr> <td>受変電設備その他改修電気設備工事</td> <td>45,033,450円</td> </tr> <tr> <td>汚水処理場改修設備工事</td> <td>22,321,280円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	新規資産の取得原価	空調設備改修工事	36,158,740円	受変電設備その他改修電気設備工事	45,033,450円	汚水処理場改修設備工事	22,321,280円	<p>【是正を求めるもの】 公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、撤去された施設については、速やかに公有財産台帳から除却処理されたい。 担当者のみならず、決裁者も含めて、公有財産の管理のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (4) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 【5】除却・取替処理方針 1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合 次の方法で台帳から除却を行う。 (1) 台帳に登載される1財産単位で滅失した場合 ⇒登載されている取得価額及び減価償却累計額を除却する。 (2) 1財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。 ⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。 ア 積算書の原議を用いて算出 イ 数量按分で算出 ウ 再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出 ※端数処理は小数第1位を四捨五入</p> </div>	<p>公有財産台帳に撤去した施設の除却を登載することにより、是正を行った。 本件是正に当たり、財産活用課等の関係機関の指導を受け、その内容について、課内関係職員に周知を行った。</p>
工事名	新規資産の取得原価										
空調設備改修工事	36,158,740円										
受変電設備その他改修電気設備工事	45,033,450円										
汚水処理場改修設備工事	22,321,280円										

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
東部流域下水道事務所	<p>平成25年度に撤去した財産があるが、公有財産台帳からの除却処理が行われておらず、資産が過大となっていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="454 506 1522 674"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>撤去日</th> <th>取得価額</th> <th>簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝屋川流域下水道小阪ポンプ場場内舗装改良工事（H25-1） ※</td> <td>平成25年11月15日</td> <td>648,857</td> <td>38,931</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 除却の対象となるのは、ポンプ場の場内舗装である。</p>	施設名称	撤去日	取得価額	簿価	寝屋川流域下水道小阪ポンプ場場内舗装改良工事（H25-1） ※	平成25年11月15日	648,857	38,931	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。 （以下略） （台帳価格） 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>除却対象となるポンプ場の場内舗装については、公有財産台帳システムにおいて、除却登録を行った。</p> <p>今後は、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、除却内容を複数人で確認するよう努める。</p>
施設名称	撤去日	取得価額	簿価								
寝屋川流域下水道小阪ポンプ場場内舗装改良工事（H25-1） ※	平成25年11月15日	648,857	38,931								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																		
東部流域下水道事務所	<p>工事契約に関して、供用するまでの支出については、建設仮勘定として処理し、供用開始後に建設仮勘定を精算し、公有財産台帳に資産情報を登録する必要がある。資産が供用されているにもかかわらず、建設仮勘定の精算処理が行われておらず、資産の供用開始時における公有財産台帳の資産金額が過小となっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="477 667 1546 1003"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>設置場所</th> <th>供用開始日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">寝屋川流域下水道外流域下水道防災システム無線設備工事</td> <td>北部水みらいセンター</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>77,833,350円</td> </tr> <tr> <td>中部水みらいセンター</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>75,728,100円</td> </tr> <tr> <td>南部水みらいセンター</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>65,365,650円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>218,927,100円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	設置場所	供用開始日	金額	寝屋川流域下水道外流域下水道防災システム無線設備工事	北部水みらいセンター	平成26年4月1日	77,833,350円	中部水みらいセンター	平成26年4月1日	75,728,100円	南部水みらいセンター	平成26年4月1日	65,365,650円	合計			218,927,100円	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録を行い、是正されたい。 建設仮勘定の精算漏れを防止するため、今後建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>建設仮勘定の精算漏れについては、精算処理を行い、公有財産台帳に資産情報を登録した。 また、建設仮勘定の精算漏れを防止するため、未精算の理由を記載した一覧表を作成し複数人で確認するよう改めた。 今後は、建設仮勘定取扱要領及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約名称	設置場所	供用開始日	金額																		
寝屋川流域下水道外流域下水道防災システム無線設備工事	北部水みらいセンター	平成26年4月1日	77,833,350円																		
	中部水みらいセンター	平成26年4月1日	75,728,100円																		
	南部水みらいセンター	平成26年4月1日	65,365,650円																		
合計			218,927,100円																		